

(写)

令和7年12月5日

名取市議会
議長 長南 良彦 様

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美穂



民生教育常任委員会調査報告書

本委員会において継続調査とした調査事項について、調査を終了しましたので、会議規則第100条の規定により、別添のとおり報告をいたします。

令和 7 年 度
民生教育常任委員会
調査報告書

令和 7 年 12 月

民生教育常任委員会

委員会調査日程

開催日時	場 所	出席委員	欠席委員	説明のため出席した者
令和6年3月21日(木) 自 午後1時58分 至 午後2時36分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和6年4月12日(金) 自 午前9時59分 至 午前10時22分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和6年6月6日(木) 自 午後1時15分 至 午前1時26分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和6年6月10日(月) 自 午前9時56分 至 午前2時29分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和6年6月28日(金) 自 午前9時59分 至 午前10時22分	第2委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和6年7月2日(火) 令和6年7月3日(水) 令和6年7月4日(木)	熊本県荒尾市 福岡県北九州市 福岡県福岡市	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和6年9月10日(火) 自 午前9時57分 至 午後0時2分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和6年12月4日(水) 自 午前9時28分 至 午前11時54分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和7年2月26日(水) 自 午前9時50分 至 午前11時11分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和7年3月14日(金) 自 午後3時19分 至 午後4時21分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和7年5月22日(火) 自 午前9時57分 至 午前10時35分	第3・第4 委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	社会福祉法人名取市社会福祉協議会会长 外5名

開催日時	場所	出席委員	欠席委員	説明のため出席した者
令和7年6月5日(木) 自 午後1時40分 至 午後1時49分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和7年6月10日(火) 自 午後2時56分 至 午後2時59分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和7年6月24日(火) 自 午前9時57分 至 午前10時35分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和7年7月1日(火) 令和7年7月2日(水) 令和7年7月3日(木)	滋賀県湖南市 大阪府門真市 京都府京都市	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和7年7月28日(月) 自 午前9時57分 至 午前11時51分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和7年9月5日(金) 自 午前9時3分 至 午前10時48分	第3委員会室	阿部正義委員 外5名	熊谷克彦 委員	なし
令和7年10月17日(木) 自 午後1時59分 至 午後2時5分	議会応接室	阿部正義委員 外6名	なし	なし
令和7年12月5日(金) 自 午前9時57分 至 午前11時14分	第3委員会室	阿部正義委員 外6名	なし	なし

民生教育常任委員会調査報告書

令和 6 年 2 月 28 日付で申し出ました閉会中の継続調査の事件について、次のとおり報告をいたします。

1　閉会中の継続調査事件

(1) 高齢者の介護の課題について

2　委員会調査経過

開 催 期 日	調 査 内 容
令和 6 年 3 月 21 日	○調査項目及び令和 6 年度管外行政調査及び研修について
令和 6 年 4 月 12 日	○令和 6 年度 年間活動計画（案）について
令和 6 年 6 月 6 日	○令和 6 年度管外行政調査及び研修について
令和 6 年 6 月 10 日	○閉会中の継続調査について
令和 6 年 6 月 28 日	○令和 6 年度管外行政調査及び研修について (事前勉強会)
令和 6 年 7 月 2 日 ～ 7 月 4 日	○管外行政調査及び研修 7/2 中学校フリースクール事業について (熊本県荒尾市) 7/3 ヤングケアラーに対する支援について、 障がい者スポーツセンターアレアスについて (福岡県北九州市) 7/4 認知症ライフサポートワーカー養成研修事 業について (福岡県福岡市)
令和 6 年 9 月 10 日	○閉会中の継続調査について
令和 6 年 12 月 4 日	○閉会中の継続調査について
令和 7 年 2 月 26 日	○令和 7 年度 年間活動計画について
令和 7 年 3 月 14 日	○令和 7 年度 年間活動計画について
令和 7 年 5 月 22 日	○社会福祉法人名取市社会福祉協議会との懇談会

開 催 期 日	調 査 内 容
令和 7 年 6 月 5 日	○令和 7 年度管外行政調査及び研修について
令和 7 年 6 月 10 日	○閉会中の継続調査について
令和 7 年 6 月 24 日	○令和 7 年度民生教育常任委員会管外行政調査及び研修について（事前勉強会）
令和 7 年 7 月 1 日 ～ 7 月 3 日	○管外行政調査及び研修 7/1 湖南市ひきこもり支援ステーション事業について（滋賀県湖南市） 7/2 部活動地域移行に向けた取組について（大阪府門真市） 7/3 単身高齢者万一あんしんサービスについて、一人暮らしお年寄り見守りサポーターについて（京都府京都市）
令和 7 年 7 月 28 日	○令和 7 年度民生教育常任委員会管外行政調査及び研修について（振り返り）
令和 7 年 9 月 5 日	○閉会中の継続調査について
令和 7 年 10 月 17 日	○委員会調査報告書（案）について
令和 7 年 月 日	○委員会調査報告書（案）について

3 調査結果

（1）高齢者の介護の課題について

本常任委員会では、令和 6 年度に引き続き実効性のある政策提案を行うことを目的に活動するという方針を掲げ、令和 7 年度は「ひきこもり」の解決と対応について政策提言を行った。加えて本常任委員会の 3 つ目の調査項目「高齢者の介護の課題」について調査した結果を報告する。令和 6 年度は、福岡県福岡市において「認知症ライフサポートワーカー養成研修事業」について視察を行い、令和 7 年度は社会福祉法人名取市社会福祉協議会との懇談会、また、京都府京都市において「単身高齢者万一あんしんサービス」「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」について視察を行った。

①福岡県福岡市「認知症ライフサポートワーカー養成研修事業」について

福岡市では、2040年をピークに、年間1万人程度の人口増加を見込んでおり、その中心は65歳以上の人口であるとの推計である。また、2040年には認知症高齢者人口は現在から3万人（約1.8倍）増になる推計であるが、発想を変えて、いかに高齢者に活躍していくか社会にできるかを考えていくことが重要として、人生100年時代の到来を見据え、心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会を目指す「福岡100」の取組を進めている。

その取組の一つとして、平成30年2月に発表した認知症フレンドリーシティ・プロジェクトがある。これは、認知症の人も活躍するまちを産学官民「オール福岡」で「認知症になっても 住み慣れた地域で 安心して 自分らしく 暮らせるまち」を目指しており、認知症ライフサポートワーカー養成講座はその一つである。

認知症ライフサポートワーカー（以下「L S W」）とは、認知症の人の望む暮らしを実現できるよう当事者に寄り添い、思いに共感的理解を示すことで「当事者の声を代弁し、当事者の想いをかなえるための環境改善、地域へ働きかけを行う」人材であり、平成30年から養成を開始したものである。

地域には、キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）として地域で認知症に関する啓発を実施している人材がいるが、さらに、認知症の人の望む暮らしを実現できるよう、当事者の想いをかなえるという環境改善、地域への働きかけ、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの実施へ協力できる人材が必要であった。現場においては、先駆的に認知症の人の望みをかなえるための活動をしている人材が存在しており、同様の人材をさらに養成することで同様の取組が広がることを期待し、L S Wとして養成することとした。

令和6年6月時点で57名がL S Wとして活動しており、その職種は介護福祉士、介護支援専門員、看護師、社会福祉士、作業療法士等である。

具体的な活動内容は、地域における認知症当事者の伴走支援、認

知症カフェなどの立ち上げ、地域での認知症サポーター養成講座の実施、認知症高齢者声かけ訓練の企画・運営、職場における本人視点の支援の実践、地域活動の参加、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの事業への協力等である。

効果としては、よい取組の共有や事業のブラッシュアップが図られるなど、積極的な取組を実施する L S W 同士のつながりができたこと、先進的な取組の横展開、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトへの協力、新規認知症カフェの立ち上げや運営の協力、行政と L S W が共同した認知症の人にもやさしいまちづくりの取組推進等が挙げられる。

これから高齢化率が高くなることを見据え、包括的な支援体制を整えるに当たっては、専門資格を持つ人材の確保と、役割や取組を明確にするという課題がある。今後、高齢者支援、認知症高齢者支援を進めていく本市においては、他自治体において取り組んでいる事業を参考にするとともに、どこまでも当事者目線で住みやすいまちづくりを進める必要があり、市民が地域社会で活躍できる環境づくりを目指したい。

②訪問介護の現状について

社会福祉法人名取市社会福祉協議会と懇談会を行った。訪問介護の現状と課題について説明をいただき、次の課題等が浮かび上がった。

○介護報酬の問題

事業所から利用者宅までの移動距離は平均的であるが、最も遠い相互台地区では約 11 キロメートル、往復時間で 60 分程度かかる。介護報酬には移動時間の人員費が含まれず、実際にサービス提供している時間のみの報酬となるため、移動時間分は持ち出しとなっている。令和 6 年度から介護報酬が約 2 % 減となり、現場は非常に圧迫されている。訪問介護事業については、ここ数年、年間で約 500 万円の赤字が続いている状況である。

○人材不足の問題

市内の訪問介護事業所は、10年ほど前は21か所あったが、現在は17か所に減少している。ホームヘルパーの人数が不足しており、ハローワーク等で募集を継続しているが、なかなか採用には結びついていない。ケアマネジャーから1週間毎日同じ時間帯に訪問してほしいという依頼があっても、1つの事業所では対応しきれず、市内の複数の事業者を組み合わせて対応している事例もある。令和7年5月に常勤のホームヘルパーを1名採用できたことで、新しい依頼にも少しずつ対応できるようになってきたが、依頼件数のほうが多く、市全体としてホームヘルパーは不足している。

○賃金と労働環境の問題

処遇改善加算制度を活用し、本体の報酬額に対して22.4%を加算した金額を人件費として支給しているが、仙台市内の飲食店等の時給1,500円には及ばない。訪問介護の人件費率は80%を超えており、施設系の60数%に比べて高いが、報酬の制約上、人件費を上げることは困難である。福祉業界の専門職員の他分野への流出が進んでおり、賃金の低さと心身ともに消耗する業務内容から、介護離れが進んでいる。

○訪問介護員の高齢化

訪問介護員の平均年齢は約60歳である。高齢化により長時間の勤務や以前はできていた力仕事が体力的に続かなくなり、短時間勤務を希望するケースが増えている。人数がいても一人一人の働く時間が短くなってしまっており、サービス供給が十分にできない状況がある。質を維持し、継承していくためには若い人材の確保が不可欠だが、募集がうまくいっていない。

【社会福祉協議会の役割】

社会福祉協議会は、他の事業所が受け入れを断った利用者(トラブルがあった、犯罪歴がある、精神疾患があるなど)も、最

後のとりでとして受け入れている。要支援の方など介護報酬が低い利用者や困難事例も極力受け入れ、地域で最期まで暮らしたいという住民の思いに応えるため、赤字が続く中でも訪問介護事業を継続している。

【今後の展望】

地域包括ケアの推進により、住み慣れた地域で最期まで暮らしたいという住民がさらに増えることが予想される。施設入所の費用負担が困難な方も含め、在宅での介護ニーズは高まっていく。現在の介護報酬体系や人材確保の困難さを考えると、訪問介護事業の継続は極めて厳しい状況にあるが、社会福祉協議会としては、可能な限り職員を募集しながら、地域で暮らしたい方々の日常を支える役割を果たしていきたいとのことである。

③単身高齢者万一あんしんサービスについて

京都市では、これからも安心して生活していただくため「単身高齢者 万一あんしんサービス」を実施している。生前、利用者からお預かりした供託金により、利用者の死後、葬儀や納骨、家財等の処分を行う事業である。なお、事業支援は、京都市からの委託により京都市社会福祉協議会が実施している。

事業を実施するに至った背景として、平成 26 年から行っている高齢者の住宅住み替え支援において明らかになった、身寄りのない低所得者が亡くなった場合の葬祭執行や、家財を処分する本人の不安や大家の心配をサポートできる仕組みを整えるため、令和元年 12 月から開始した。

事業対象者には、京都市内に住民票があり、一人で居住している 65 歳以上の方であること、契約能力があるなどの要件がある。

利用契約に当たっては、提示する葬儀社リストから利用者が 1 社を選択し、葬儀社・利用者・京都市社会福祉協議会で三者契約を結ぶ。

その他の対応として、京都市社会福祉協議会の職員が訪問や電話等により、10日に1回程度の頻度で安否確認を行っている。定期的に利用者の生活状況や健康状態を確認し、必要があれば介護サービスや成年後見制度等の支援につないでいる。

実績として、令和7年5月末までに18件の契約があり、納骨に至った件数は、令和5年末までで3件、その後は0件である。

課題としては、身寄りのない高齢者支援の予算の確保、人員の確保が挙げられる。また、予期せぬ遺留品が発見された場合や死亡届を誰が提出するか、民間にも似たようなサービスがあるため、公的サービスとの線引き、ペットを飼っていた場合の対応も事業の対象外であるため、課題となっている。

対応が難しいケースもあるが、今後も必要とされるサービスであり、引き続き、このような実際の生活、事例に沿って、身寄りのない高齢者が安心して暮らせるサポート体制を整える必要があると考える。

④一人暮らし年寄り見守りサポーターについて

現在、京都市の人口約140万人のうち、一人暮らしの高齢者は約10万人（世帯）である。一人暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境を整えることを目的として、高齢者への目配りを中心としたボランティア活動を行う方を「一人暮らし年寄り見守りサポーター」として登録している。

背景として、一人暮らし高齢者等が増加する中、高齢者の把握のために日頃から高齢者と接する市民の協力が不可欠であることから、高齢者への目配りを中心としてボランティア活動の役割を担っていただくため、平成21年度に事業を開始した。

活動内容は、普段の暮らしや仕事の場で目配りをする中で変化（郵便受けに新聞が溜まっている等）に気付いた場合に、地域包括支援センターに連絡・相談をする。地域包括支援センターは訪問等により事実を確認する。市独自の制度である老人福祉員等と連携し安否確認をすることが主である。

令和7年4月1日現在の登録者数は13,442人である。サポーター

になるためには性別等一切制限がなく、大阪府や滋賀県にお住まい
で京都市に通勤している方が、その通勤経路で見守りをしている場
合もある。また、郵便局や新聞販売店等、民間企業からサポーター
としての協力をいただいている場合もある。

今後は、地域包括支援センターが一人暮らしお年寄り見守りサポ
ーターを対象に学習会を開催し、一層の充実を図る。

地域社会や町内会等において人ととのつながりが希薄になって
いる今日、高齢者が少しでも安全に、安心して暮らせる地域社会を
構築すべく、手厚くそしてきめ細やかな対応について参考にすべき
である。

4 委員会における調査報告のまとめ

高齢者の介護を含め、全国的にも高齢者の暮らしを支える取組の課題
が山積している。最も具体的な課題としては、まず、支える側の個人・
組織の人的、財政的体力の問題があると考える。社会福祉全体の予算規
模がまず決して大きいとは言えず、その中でも高齢者や生活弱者の暮
らしを支える分野において、ボランティア要素の強い個人等の善意による
ものが多いと言わざるを得ない。

持続可能な事業を展開していくためには、その担い手の育成や現在事
業を行っている個人・団体等に対して、それ相応の手出しが必要と考え
る。とりわけ、最も必要とされている訪問介護事業は赤字という現実で
あり、全国的に訪問介護の崩壊に歯止めがかからない。この点に関して
は、国に対しても介護報酬の引き上げ等強く要求していくべきである。

これまで社会を支えてきた高齢者に対して、安心して人生を全うでき
るよう、市として引き続き尽力していただくことを切望するものである。

この調査の結果から（1）「高齢者の介護の課題について」は、調査を
終了することとした。

今後の本市の発展と市民福祉向上のため、さらなる努力をしていくこ
とを決意し、調査報告とする。

5 添付資料

- (1) 福岡市管外行政視察報告
- (2) 京都市管外行政視察報告

民生教育常任委員会

委員長 小野寺美穂

副委員長 大友 康信

委員 阿部 正義

委員 佐藤さやか

委員 佐藤 繁樹

委員 熊谷 克彦

委員 長南 良彦

管外行政視察報告書

報告者：長南 良彦
阿部 正義

調査項目：認知症ライフサポートワーカー養成研修事業について

日時：令和6年7月4日（水） 午前10時から正午

場所：福岡市役所

市の概要：面積：343.47 km²

人口：1,653,767人（令和6年6月1日現在）

福岡市は博多湾に面し、古来から博多（はかた）として認識されており、山と海に囲まれ、大陸方面への玄関口として利用してきた。

明治22年（1889年）4月1日、福岡市、市制施行。

昭和47年（1972年）4月1日、政令指定都市移行。

人口増加数・人口増加率ともに政令指定都市の中で首位（2020年国勢調査）。

福岡都市圏では、行政、経済などの高次都市機能の集積や公共交通機関の整備により、社会生活圏は拡大し、産業振興や観光交流など、一帯の発展につながっている。

空港・港湾などの国際交通拠点機能の強化による航空路線、航路の充実により、アジアを中心に、多くの人・モノが海外と往来しており、今後一層、九州・アジアのゲートウェイとしての役割を果たすことが期待されている。

調査内容：

認知症ライフサポートワーカー養成について

- (1) 実施に至る経緯について
- (2) 具体的内容について
- (3) 実施による効果について
- (4) 今後の課題について

【説明者】

福岡市福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課 課長 矢野 邦弘 氏
認知症支援係長 松村 むつみ 氏

（1）「福岡市の認知症施策」について

- ① 福岡市の現状 2023（令和5）年7月1日時点
- ・65歳以上人口 約35万人 (高齢化率 22.2%)
 - ・10～20代人口 約35万人 (10～20代割合 22.1%)

【 将来人口推計 】

- ・福岡市は、2040年をピークに、年間1万人程度の人口増加の見込み
→ 人口増は65歳以上が中心

【課題】

福岡市は、2040年には認知症高齢者人口は現在から3万人増（約1.8倍増）になる推計であるが、発想を変えて、いかに高齢者に活躍していただく社会にできるかを考えていくことが重要として取り組みを進めている。

② 福岡市の取組み

[認知症フレンドリーシティ・プロジェクト] 2018（平成30）年2月発表
認知症の人も活躍するまちを産学官民「オール福岡」で目指す
「認知症になっても 住み慣れた地域で 安心して 自分らしく 暮らせるまち」

i) コミュニケーション・ケア技法

【 ユマニチュード とは 】

「あなたのことを大切に思っています」と伝えるための基本技術

- ・様々なニーズ、レベルに応じた講座を開催

→ 現在は約260講座 およそ11,000人が受講

ii) 認知症の人にもやさしいデザイン

現在52の公共・民間施設に、コントラストをはっきり付け、視認性を高め、分かりやすいデザインの環境を整えている。



1. 企業との協働

- ・Nextミーティング、オレンジパートナーズ

認知症当事者と産学官民が一緒に開催している勉強会

認知症の方に使っていただきやすい商品・サービスと一緒に考えていく取組

・活躍の場

認知症の人と企業等をつなぎ、認知症の人が活躍することを支援

・製品サービス開発

高齢者認知症の方の目線から開発、企業にとってもメリットと考える

2. 本人ミーティング

認知症と診断された本人や物忘れでお悩みの方、ご家族が、日々の暮らしや出来事等、思いを自由に語り合う場

3. 認知症サポートセンター養成講座・ステップアップ講座 **【今回視察の重点項目】**

- | | | |
|----------------------------------|-----|----------|
| ・「認知症サポートセンター（認知症の人や家族を支援）」 | ・・・ | 138,000人 |
| ・「キャラバン・メイト（認知症サポートセンター養成講座の講師）」 | ・・・ | 1,185人 |
| ・「認知症ライフサポートワーカー（地域へ働きかけの人材）」 | ・・・ | 57人 |

4. 見守りネットワーク事業

行方不明になった認知症の人を早期発見・保護するため、また、介護者の負担を軽減するため、警察や地域などの協力をもとに実施。

5. 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

家族の介護負担軽減のため支援員が訪問し、認知症高齢者の見守りや話し相手、介護家族の相談を行う。

6. いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）

健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援。

7. 福岡市認知症フレンドリーセンター 令和5年9月設置

市民や企業に最新の知見・技術等の提供、取組を国内外へ発信する拠点



(2) 「福岡市 認知症ライフサポートワーカー（LSW）」について

①福岡市の「認知症ライフサポートワーカー（LSW）」とは

認知症の人の望む暮らしを実現できるよう当事者に寄り添い、思いを共感的理解を示すことで

“当事者の声を代弁し、

当事者の想いをかなえるための環境改善、地域へ働きかけを行う”

人材として、平成30年から養成を開始。

②受講対象者

1. 福岡市内に在住または勤務しており、原則として
認知症介護に関する専門的知識・技術の経験が5年以上ある有資格者
2. 認知症キャラバン・メイト養成研修修了者
または今年度受講予定の者
3. 介護保険施設等に従事する職員であれば法人代表者等の推薦する者

③経緯

- ・地域には、キャラバン・メイトとして地域で認知症に関する啓発を実施している人材がいるが、さらに、認知症の人の望む暮らしを実現できるよう、当事者の想いをかなえるという環境改善、地域への働きかけ、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの実施への協力ができる人材が必要であった。
- ・現場においては、先駆的に認知症の人の望みをかなえるための活動をしている人材が存在しており、同様の人材をさらに養成することで、同様の取り組みが広がることを期待し、LSWとして養成することとした。

④現状（人数・職種）

人数 : 57名（令和6年6月時点）
職種 : 介護福祉士、介護支援専門員、看護師、社会福祉士、作業療法士 等
所属 : 居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、デイサービス、病院、
小規模多機能型居宅介護 等

⑤具体的活動

- ・地域における認知症当事者の伴奏支援
(基本的に決まった活動事項や報告義務は設けていない)
- ・認知症カフェ、本人ミーティングの立ち上げ
(当事者の話から、地域に持ち返って課題を活かす取組を進める)
- ・地域での認知症サポーター養成講座の実施
- ・認知症高齢者声かけ訓練の企画、運営（地域との協働）
- ・職場において本人視点の支援の実践、地域活動の参加
- ・認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの事業への協力 等

⑥効果

- ・積極的な取組を実施する LSW 同士のつながり
(良い取組の共有、ブラッシュアップが図れる)
- ・先進的な取組の横展開
- ・認知症フレンドリーシティ・プロジェクトへの協力
- ・新規認知症カフェの立ち上げ、運営の協力
- ・本人ミーティングの立ち上げ
- ・行政と LSW が共同した認知症の人にもやさしいまちづくりの取組推進 等

⑦活動事例

全国認知症サポートキャラバンで「優秀賞」を受賞（福岡市東区）

- ・認知症の人にもやさしいまちづくりの取組事例
- ・「情報発信」と「声かけ訓練」

⑧課題

- ・活動の情報共有、LSW同士の認知

（各自の取組についての報告義務はなく、LSW同士でも相互の活動が把握できていない）

- ・広報の方法

（地域でLSWの役割が知られていない。各自の活動できる範囲が異なるため、一律での広報が難しい）

質疑：

Q： ユマニチュードの語源は。

A： 「ユマニスム」+「エチュード」の造語

ユマニスム：「ヒューマニズム」のフランス語。

エチュード：フランス語で「練習、勉強」という意味

Q： ①認知症サポーター（認知症の人や家族を支援）

②キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）

③認知症ライフサポートワーカー（地域へ働きかけの人材）の具体的な活動の違いは。

A： ①認知症サポーター養成講座（1回60分～120分）を受講した方。

認知症の理解をし、知識を有して地域で支援する方。

②キャラバン・メイトは、①認知症サポーターの「講師」になりたい方

5～6時間の1日研修を受け、認知症や地域の課題を学ぶ。

主に、介護事業者、認知症介護に詳しい方が資格を取る。

地域の働きかけを積極的にしたい方、実践している方。

③LSWは、年10回（1日5時間×10）の講座を受講。

より当事者視点、地域の課題を行政と連携して働きかけをしていく人材。

Q： LSWと包括的な产学研官民、また、専門等への連携について、今後どのように進めていくのか、現状の考えを伺う。

A： 現在は、事業所ネットワークの中でも、多くが各地域で行っている。

その中でも、地域活動を強く推進していくのがLSWであり、その方々を中心に地域で必要な働きかけや、様々な企画を進めてもらう。

LSWが地域の働きかけ連携の核になってもらいたい。

Q： 地域包括支援センターとLSWの役割の違いは。

A： 連携して進めている。

地域包括支援センターと自治会、地域の介護事業所等が、地域の社会資源としての役割として一緒に共同して動いている。

Q： 商品開発は企業協働との説明であったが、大学や地域も含めないのか。

- A : 理解をしてくれる L SWや事業所に協力の声がけはさせていただく。
- Q : 活動の情報共有、L SW同士の認知が広がれば、さらに活動が進むと感じるが、情報共有していない考え方を伺う。
- A : 現状、L SWは自主的活動であり、活動内容も明確化されているわけではなく、全て報告をお願いすると、過度な負担が出てしまう。
L SW養成講座の中に現状の取組を伝えるなど、可能な限り共有している。
- Q : L SWから他の取組について情報共有をお願いされることはあるのか。
- A : 特に要望されることはない現状。
様々な機会に、それぞれのL SWから情報を得ている。
- Q : 声かけ訓練時のトラブル回避対策は。
- A : 不快にならない配慮をするよう、事前に確認してから訓練している。
- Q : 年間どのくらいの予算か。
- A : 認知症施策の予算は、福岡市全体で1億数千万ほど。
- Q : 福岡市東区の情報発信はどのような方法か。
- A : 市のホームページにL SWの動画を載せている。
動画作成、イラストなどは大学生が協力して制作してくれている。
- Q : S NSの種類は。
- A : 動画であれば福岡市のホームページの中に動画チャンネルを設けている。
- Q : 声かけ訓練時、警察との連携はあるのか。
- A : 地域での自治会の中で違いはあり、全てを把握してはいない。

考察 :

福岡市は2040年までは人口増加傾向にあるとの説明を受けた。
これから高齢化率が高くなってくる事を見据え、早い段階で高齢者、特に認知症の方への施策を進めている現状を知る良い機会となった。
包括的な支援体制を行うにあたっては、やはり専門資格の人材確保が課題となっている事と、役割や取組を明確にする課題があると感じた。
今後、高齢者支援、認知症高齢者支援を進めていく本市においては、他自治体の取り組む事業を参考にするとともに、どこまでも当事者目線で住みやすいまちづくりを図る必要があると感じた。
市民の皆様が本市に住んでいる中で、地域社会で活躍できる環境づくりを目指したい。
福岡市の皆様には、取組の丁寧な説明をいただいた。
誠にありがとうございました。



▲研修の様子 1



▲研修の様子 2



▲福岡市役所ロビーにて

管外行政視察報告書

報告者：熊谷 克彦
佐藤さやか

【視察先】京都府京都市

【日 時】令和 7 年 7 月 3 日（木）9：30～11：30

【場 所】京都府京都市役所

【人 口】1,433,782 人（令和 5 年 10 月 1 日現在）

【面 積】827.83 平方キロメートル

【概 要】京都の地は、延暦 13 年（794 年）10 月の長岡京からの遷都以来、明治 2 年に至るまで、1075 年の長きにわたって我が国の大都として栄えてきた。首都が東京に移ってからの京都は一時衰えたものの、市民の進取の気性により、伝統を生かしながらの勧業政策や教育の改革など懸命に近代化への努力を行い発展した。

明治 22 年 4 月、市制が施行されたが、京都市など 3 市については自治権の制限を規定した市制特例が設けられ、府知事によって職務が執行された。

翌年には、第 1 期琵琶湖疏水の完成、発電所の建設、明治 28 年には、我が国最初の路面電車の開通、平安遷都 1100 年記念事業の一つとして開催された第 4 回内国勧業博覧会等により、新しい京都の基礎が確立した。

その後、明治 31 年 10 月には、市制特例の廃止により自治権が保障され、名実共に備わった京都市が誕生した。

京都市は、東経 135 度 33 分から 135 度 52 分、北緯 34 度 52 分から 35 度 19 分に位置し、市域面積は 827.83 km²で、指定都市の中では、浜松市、静岡市、札幌市、広島市に次いで第 5 位の広さを有している。

人口は、市制施行当時は 279,165 人だったが、明治 35 年及び大正 7 年の市域拡張もあり、第 1 回の国勢調査が行われた大正 9 年には 591,323 人と増加した。その後も、市域の拡張等で増加を続け、昭和 14 年には戦前最高の 1,177,200 人を記録したが、第 2 次世界大戦による戦災を免れたものの、疎開等で人口は減少し、昭和 20 年には 866,153 人となった。戦後は急速に増加をたどり、近隣町村の合併などもあって昭和 43 年には 140 万人を突破した。

しかし、昭和 50 年代に入って増加カーブは緩やかとなり、近年は昭和 61 年の 1,479,370 人をピークに、微増の年もあるものの、全体として微減傾向にある。

【説明者】

京都市 保険福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
介護ケア推進課長 中川 理恵 氏
在宅支援係長 村石 祐介 氏
高葉 迪子 氏

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

京都市長寿すこやかセンター 京都市成年後見支援センター
相談部長 鈴木 祐樹 氏
相談部 中川 優香 氏

【調査内容】 1 京都市単身高齢者万一あんしんサービスについて 2 一人暮らしお年寄り見守りサポーターについて

1 京都市単身高齢者万一あんしんサービスについて

現在、京都市ではこれからも安心して生活していただくため「京都市 単身高齢者 万一あんしんサービス」を実施している。

生前、利用者からお預かりした費用により、利用者の死後、葬儀や納骨、家財等の処分を行う事業である。

※事業支援は、京都市からの委託により京都市社会福祉協議会が実施している。

(1) 事業対象者

この事業を利用するには、以下の要件全てを満たす必要がある。

- ①京都市内に住民票があり、居住している
- ②65 歳以上
- ③ひとり暮らし
- ④契約能力がある

※日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者は対象外

- ⑤子や頼れる親族がない
- ⑥低所得者（市民税非課税・不動産非所有（現に居住している場合は除く）・預貯金 350 万円以下）
- ⑦生活保護を受給していない
- ⑧契約時、預託金を一括して預けることができる

- ⑨契約後、京都市社会福祉協議会職員による安否確認（電話や訪問）に応じることができる
- ⑩京都市社会福祉協議会が交付する利用者カードを活用することができる

(2) 供託金

内容	金額	備考
葬儀・納骨費用	25万円	① 利用者全員対象 ② 葬儀社が管理するホールにご遺体を安置した後、京都市中央斎場で火葬し、京都市深草墓園に納骨（原則） ③ 通夜や告別式は行わない
残置物処分費用	見積額による	① 利用者のうち、希望者のみを対象 ② 残された家財等は、すべて専門業者により処分

(3) 利用契約

- 提示する葬儀社リストから、利用者に1社選択
- 葬儀社・利用者・京都市社会福祉協議会で契約（三者契約）を結ぶ
- 成年後見制度の利用等により契約を解約する場合には、預託金は全額返還

(4) 安否確認

- 京都市社会福祉協議会の職員が、電話や訪問等により、定期的に利用者の生活状況や健康状態を確認
- 必要があれば、介護サービスや成年後見制度等の支援につなぐ

(5) 急変したとき

- 京都市社会福祉協議会（平日の日中）と契約した葬儀社（平日の日中以外、土日祝を含む）が緊急連絡を受付けする。
- 利用者からリビングウィル等を預かっている場合には、医療機関等関係者に対して開示する。

※利用者カード

意識不明になったときに医療機関等から連絡を受け付けることができるよう、京都市社会福祉協議会と契約する葬儀社の連絡先を記載した利用者カードを発行している。利用者は、

常にこのカードを携帯している。

(6) 亡くなったとき

- 契約に基づき、葬儀社が葬儀と納骨を実施
- 残置物処分の契約を結んでいる場合には、葬儀社が家財等を処分
- 京都市社会福祉協議会は、契約内容の履行を確認した後、葬儀社に対して、利用者からお預かりしたお金（預託金）を支払う

(7) 事業利用に必要な書類

- 以下の書類を提出

- ※②～⑥、⑧は原本を確認の上、写しを保管
- ①申込書
- ②誕生してから現在までの戸籍
- ③住民票
- ④介護保険料納入（変更）通知書
兼特別徴収開始（停止）通知書
- ⑤保険資格が確認できる書類等
- ⑥賃貸借契約書（持ち家の場合は不要）
- ⑦誓約書
- ⑧金融機関口座の通帳

【質疑】

Q：定期的な安否確認の頻度は。

A：基本的に月1回訪問、月1、2回電話連絡で、10日に1回くらいは確認している。

Q：預託金の額が変動した場合、現利用者への影響は。

A：家財処分を希望している場合は変動が生じることがある。また、状況が変われば、見積もりを取り直して変動することがある。葬儀費用は変更しない。

Q：実際に供託金を支払い納骨に至った件数は。

A：R5年末までで3件、その後は0件である。

Q：現在のサービス利用数は。

A：R7年5月末までは、18件の契約がある。

Q：サービスの実施に至るまでに（立ち上げにあたり）、最も苦慮したこととは。

A：利用者から金銭を預かることが生じるが、基本的に地方公共団体はお金を預かることができないため、社会福祉協議会を通して預かってもらうための整備に苦慮した。

Q：申込から葬儀社・利用者・京都市社会福祉協議会で契約（三者契約）に至るまでの期間はどれくらいか。

A：4か月から5か月で契約に至る。

Q：実施するに至った背景（経緯等）について。

A：平成26年から高齢者の住宅住み替え支援を行っているが、そこで明らかになった身寄りのない低所得者が亡くなった場合の葬祭執行や、家財処分の本人の不安や大家の心配をサポートできる仕組みを整えようとなり、令和元年12月から開始している。

Q：預託金で利用できるサービス内容（葬儀・納骨費用等）及び支出等預託金の管理方法について。

A：葬儀社が葬儀と納骨、家財処分は契約している場合は、見積もり金額に応じて対応し、預託金の管理方法は、社会福祉協議会で専用口座を作って管理している。

Q：利用者が契約後、認知症になった場合の対応について。

A：訪問、電話での安否確認の中で判断能力の低下があれば成年後見制度につなげ、本事業とは異なる形で支援をしている。

Q：サービスの課題について。

A：身寄りのない高齢者の支援の予算の確保、人員の確保が課題となっている、予期せぬ遺留品が発見された場合、死亡届を誰が出すかという課題もある、民間にも似たようなサービスがあるため、公的サービスとしてどこまでやるかも課題となる。

Q：預貯金の上限額を引き上げた理由は。

A：今年度預貯金額を引き上げサービスの対象範囲を広げた、身寄りのない単身高齢者の問題が大きくなり、国のモデル事業として取り組んでいるが、他市の同様モデル事業より、条件が厳しかったため、上限額の引上げを行った。

Q：身寄りのない方が亡くなった後、成年後見人制度により残った財産はどうなるのか。

A：利用前に、成年後見制度を利用している方はこのサービスの対象とはならない。

Q：一人暮らしの方がペットを飼っていた場合の対応は。

A：このサービスの中では契約の対象外で対応はできないので、課題となっている。

【考察】

国のモデル事業として始まった単身高齢者万一あんしんサービスは、身寄りのない本人だけでなく、家を管理している大家や家主にとっても安心できるサービスとして運用されている。ペットを飼っていた場合の課題等まだまだ対応が難しいケースもあるが、今後も必要とされるサービスだと実感した。引き続き、このような実際の生活、事例に沿って、身寄りのない高齢者が安心して暮らせるサポート体制を整える必要がある。引き続き、より良い福祉サービスの実現に向けた提言を実施していく。

以上

2 一人暮らし年寄り見守りサポーターについて

（1）事業の背景

- ・一人暮らし高齢者等が増加する中、高齢者の把握に日頃から高齢者と接する市民の協力が不可欠なことから、高齢者への目配り（新聞が溜まる等）を中心としてボランティア活動の役割を担っていただくため、平成21年度に事業を開始した。

（2）事業の目的

- ・高齢者への目配りを中心としたボランティア活動の行う方を「一人暮らし年寄り見守りサポーター」として登録し一人暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境を整える。

（3）活動内容

- ・一人暮らし年寄りサポーターは、普段の暮らしや仕事の場で目配り（新聞が溜まっている等）をする中で変化に気付いた場合には地域包括支援センターに連絡・相談をする。

- ・地域包括支援センターは訪問等により事実確認する。
- ・本市独自制度である老人福祉員等と連携し安否確認をする。

(4) 登録者数等

- ・当初目標人数 平成21年度から平成23年度までの間で1万人
- ・令和7年4月1日現在 13,442人

(5) 今後の方向性

- ・地域包括支援センターが一人暮らし年寄り見守りサポーターを対象に学習会を開催し一層の充実を図る。

【質疑】

Q：老人福祉員と民生委員の役割の違いについて

A：老人福祉員は京都市独自の制度である。民生委員の業務の中で、老人福祉員は一人暮らしの高齢者のサポーターの部分を担っている。民生委員と老人福祉員が一緒になって高齢者を訪問する場合もある。民生委員の負担軽減につながっている。

Q：地域包括支援センターと一人暮らし年寄り見守りサポーターとの情報共有について。

A：地域包括支援センターでは地域ケア会議を開催するが民生委員と老人福祉員は参加をしている。民生委員は法で守秘義務があり老人福祉員は要綱で守秘義務をかけているので参加している。ただ、一人暮らし年寄り見守りサポーターは個人情報等の守秘義務がないので包括ケア会議には参加していない。同サポーターから情報の提供を受け地域包括支援センターにて対応する。

Q：一人暮らしの高齢者世帯数は。

A：京都市の人口約140万人のうち、一人暮らしの高齢者が約10万人（世帯）である。

Q：一人暮らしのサポーターから地域包括センターへの情報提供で、単身高齢者万ーサービス等につながった事例は

A：直接的につながった事例は承知していないが、高齢者サービス等チラシ配布を行い、その中で周知を図っている。

Q：民生委員に、老人福祉員や一人暮らし年寄り見守りサポーターの経験者が就く場合は

A：老人福祉員をされていた方が民生委員に就任する場合もある。また、民生委員は75歳が定年なので民生委員終了後老人福祉員に就く場合もある。

　　サポーターは登録制なので、民生委員に就く等について把握していない。

Q：老人福祉員が高齢者のサポートを担っているのか

A：一人暮らしの高齢者については老人福祉員及び一人暮らしお年寄り見守りサポーターが担っている。

Q：一人暮らしお年寄り見守りサポーターには、主にどういった方が就任しているのか

A：性別等一切制限がない。大阪市や滋賀県にお住まいの方で京都市に通勤している場合、その通勤経路で見守りをしている方もいる。社会福祉法人に勤務している方がサポーターに取り組んでいる例もある。

Q：個人情報保護が大変厳しくなっているが、一人暮らしお年寄り見守りサポーターからの情報提供について

A：同サポーターから新聞等が溜まっているとの情報提供は受けるが、その世帯が高齢者かどうかはわからない。その目配り（新聞等が溜まっている等）の情報は地域包括支援センターに名簿等があるので対応する。

Q：サポーター制度が始まったきっかけ及びボランティアポイントのような制度があるか。

A：詳細は分からぬが当時の市長の考えで取り入れたものである。ボランティアポイントのようなものはない。

Q：老人福祉員やサポーター制があり非常に手厚く感じるが、そのほかに民間企業との連携等はあるのか。

A：郵便局や新聞販売店等で、サポーターとしてのご協力をいただいている場合もある。

Q：民生委員等との連携における社会福祉協議会の役割について

A：本市における社会福祉協議会の役割は民生委員等との連携もあるが、どちらかといえば同協議会では健康教室やイベント等の事業に取り組んでいただいている。一人暮らしお年寄り見守りサポー

ターとは直接的なつながりはない。

Q：老人福祉員への一人暮らし高齢者個人情報の提供について

A：老人福祉員と京都市で個人情報にかかる協定を締結し地域の一人暮らし高齢者の名簿を渡している。

Q：サポートは名簿がないので、新聞等が溜まっていてもお年寄り寄りと限らないがそのような場合の連絡等について

A：若いご夫婦の方で旅行に行き新聞等が溜まって場合あるが、サポートはお年寄りの世帯と判断し包括支援センターに連絡がある場合も考えられる。このような場合は、地域包括支援センターに名簿があるのでその名簿等により判断し対応する。

Q：京都市は世界的な観光地であり外国人も多く訪れる。このような中で京都市ならでの課題等について

A：民生委員等からオーバーツーリズムや民泊の苦情が寄せられる場合もある。そのような場合には関係部署に連絡をして対応してもらう。

【考察】

京都市における一人暮らし高齢者への対応については、民生委員のほかに京都市独自に「老人福祉員」そして「一人暮らしお年寄り見守りサポート」という制度を設け配置している。老人福祉員は日常的な見守りが必要であると関係機関において判断した場合において安否確認等の支援を行っている。さらに、一人暮らしお年寄り見守りサポートは、普段の暮らしの中、また通勤時等において高齢者への目配り（新聞等が溜まる等）を行っている。新聞等が溜まっている世帯は地域包括支援センターに連絡をすることになっている。一人暮らし高齢者に対して非常に手厚い体制を整えている。

地域社会や町内会等において人と人とのつながりが希薄になっている今日、高齢者が少しでも安全・安心して暮らせるよう京都市の老人福祉員及び一人暮らしお年寄り見守りサポート制を設けた考え方非常に参考になったところである。高齢者が安心して暮らせる地域社会を構築すべく手厚くそしてきめ細やかな対応について参考にすべきと思慮する。

以上



▲研修の様子



▲京都市会議場にて